

令和2年度公共用水域水質及び地下水質分析調査委託業務仕様書

1 趣旨

この仕様書は、令和2年度の公共用水域水質測定計画及び地下水質測定計画に基づく調査のうち、水質分析に係る委託業務に関し、必要な事項を定め、もってこの業務の円滑な実施を図るものとする。

2 委託業務の内容

(1) 分析項目及び検体数

分析項目及び検体数は、別表1に定めるところによる。

(2) 分析方法及び定量下限値

分析方法及び定量下限値は、別表2によるものとする。

(3) 分析結果の報告

ア 委託者への報告

公共用水域の健康項目及び要監視項目について、環境基準値又は指針値を超える数値（異常値）が検出されたときは、直ちに様式1により委託者に報告するものとする。また、毎月の分析結果を様式2の電子ファイルに入力し、翌月20日までに委託者へ提出することとする。電子ファイルの形式等については、別途指示するものとする。なお、令和3年3月分の報告分も、委託業務の期限内に行うものとする。

イ 採水機関及び環境保健研究センターへの報告

公共用水域の測定については、受託者は、環境保健研究センターが配布する電子ファイルに分析結果を入力し、翌月20日までに採水機関及び環境保健研究センター公共用水域担当者あてに送付するものとする。

ただし、委託者がデータをチェックした後にデータエラーが生じた場合には、受託者は電子ファイルを再び作成するものとする。

地下水の測定については、受託者は、様式3の電子ファイルに分析結果を入力し、翌月20日までに採水機関及び環境保健研究センター地下水担当者あてに送付するものとする。また、1,4-ジオキサンについて0.005mg/L、エピクロロヒドリンについて0.00004mg/Lを超える値が検出されたときは、直ちに様式4により採水機関及び環境保健研究センター地下水担当者に報告するものとする。

プランクトンについては、様式2による報告のほか、様式5の計数表を環境保健研究センター公共用水域担当者あてに送付するものとする。電子ファイルの形式については、別途指示するものとする。

(4) 再分析の指示

委託者は、2(3)アの報告があった場合は、その内容を検討し、受託者に対して再分析を指示することができる。

(5) 検体及び採取容器

ア 検体の搬入等

検体は当日のうちに受託者が環境保健研究センターまで受け取りに来ること。（受け取り時間については別途指示するものとする。）また、分析終了後、別途指示する方法で容器を採水機関に返送するものとする。

なお、検体採取容器については受託者が準備するものとする。

イ 検体の保存

分析に供した検体の残存分については、2(3)に定めるところにより分析結果を委託者に報告し、委託者からの合格の連絡があるまでの間は、受託者において検体を保存するものとする。

3 精度管理等の実施

委託者は、分析結果の精度を確保するために、受託者が参加した外部精度管理調査結果及び同一の試料によるクロスチェック等の確認を行うこととする。

なお、実施方法については委託者が別途指示するものとする。

4 成果品

成果品は、2に定めた様式2及び3をとりまとめたものを、電子媒体により委託者に1部提出することとする。

5 その他

(1) 業務打ち合わせ

業務を円滑に進めるため、受託者は事前に委託者と業務に係る打ち合わせを行うものとする。

なお、日時等については委託者が別途指示するものとする。

(2) 協議事項

この仕様書に定めるもののほか、委託業務について必要な事項は、委託者と受託者が協議して定める。

別表1 令和2年度公共用水域水質及び地下水質分析調査委託項目

公共用水域水質分析項目	検体数	地下水質分析項目	検体数
全窒素	594	1,4-ジオキサン	2
全燐	594	エピクロロヒドリン	2
全亜鉛	579	地下水質分析項目合計	4
ノニルフェノール	476	総合計	4,805
LAS(直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩)	476		
カドミウム	143		
全シアン	34		
鉛	179		
六価クロム	42		
砒素	193		
総水銀	109		
アルキル水銀	109		
PCB	0		
チウラム	104		
シマジン	102		
チオベンカルブ	102		
セレン	54		
ふっ素	46		
ほう素	62		
1,4-ジオキサン	42		
フェノール	12		
ホルムアルデヒド	14		
4-tert-オクチルフェノール	6		
アニリン	6		
2,4-ジクロロフェノール	6		
イソキサチオン	18		
ダイアジノン	18		
フェニトロチオン	18		
イソプロチオラン	18		
オキシシン銅	18		
クロロタロニル	18		
プロピザミド	18		
EPN	18		
ジクロルボス	18		
フェノブカルブ	18		
イプロベンホス	18		
クロルニトロフェン	18		
フタル酸ジエチルヘキシル	8		
ニッケル	22		
モリブデン	12		
アンチモン	16		
塩化ビニルモノマー	10		
エピクロロヒドリン	10		
全マンガン	89		
ウラン	8		
銅	151		
溶解性鉄	129		
クロロフィル-a	30		
プランクトン(優占種)	12		
トリハロメタン生成能	4		
公共用水域水質分析項目合計	4,801		

別表2 分析方法及び定量下限値

・公共用水域

区分	項目	分析方法	単位	定量 下限値	不検出の 記載方法
生活 環境 項目	全窒素	(湖沼) 規格 45.2、45.3、45.4 又は 45.6 (規格 45 の備考 3 を除く。) に定める方法 (海域) 規格 45.4 又は 45.6 (規格 45 の備考 3 を除く。) に定める方法	mg/L	0.05	<0.05
	全リン	規格 46.3 (規格 46 の備考 9 を除く。) に定める方法	mg/L	0.003	<0.003
	全亜鉛	規格 53 に定める方法	mg/L	0.001	<0.001
	ノニルフェノール	公共用水域告示付表 11 に掲げる方法	mg/L	0.00006	<0.00006
	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩 (LAS)	公共用水域告示付表 12 に掲げる方法	mg/L	0.0006	<0.0006
健康 項目	カドミウム	規格 55.2、55.3 又は 55.4 に定める方法	mg/L	0.0003	<0.0003
	全シアン	規格 38.1.2 (規格 38 の備考 11 を除く。以下同じ。) 及び 38.2 に定める方法、規格 38.1.2 及び 38.3 に定める方法、規格 38.1.2 及び 38.5 に定める方法又は付表 1 に掲げる方法	mg/L	0.1	ND
	鉛	規格 54 に定める方法	mg/L	0.002	<0.002
	六価クロム	規格 65.2 (規格 65.2.7 を除く。) に定める方法 (ただし、規格 65.2.6 に定める方法により汽水又は海水を測定する場合にあっては、日本産業規格 K0170-7 の 7 の a) 又は b) に定める操作を行うものとする。)	mg/L	0.02	<0.02
	砒素	規格 61.2、61.3 又は 61.4 に定める方法	mg/L	0.001	<0.001
	総水銀	公共用水域告示付表 2 に掲げる方法	mg/L	0.0005	<0.0005
	アルキル水銀	公共用水域告示付表 3 に掲げる方法	mg/L	0.0005	ND
	PCB	公共用水域告示付表 4 に掲げる方法	mg/L	0.0005	ND
	チウラム	公共用水域告示付表 5 に掲げる方法	mg/L	0.0006	<0.0006
	シマジン	公共用水域告示付表 6 の第 1 又は第 2 に掲げる方法	mg/L	0.0003	<0.0003
	チオベンカルブ	公共用水域告示付表 6 の第 1 又は第 2 に掲げる方法	mg/L	0.002	<0.002
	セレン	規格 67.2、67.3 又は 67.4 に定める方法	mg/L	0.002	<0.002
	ふっ素	規格 34.1 (規格 34 の備考 1 を除く。) 若しくは 34.4 (妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあっては、蒸留試薬溶液として、水約 200ml に硫酸 10ml、りん酸 60ml 及び塩化ナトリウム 10g を溶かした溶液とグリセリン 250ml を混合し、水を加えて 1,000ml としたものを用い、日本産業規格 K0170-6 の 6 図 2 注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。) に定める方法又は規格 34.1.1c) (注(2) 第三文及び規格 34 の備考 1 を除く。) に定める方法 (懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあっては、これを省略することができる。) 及び公共用水域告示付表 7 に掲げる方法	mg/L	0.1	<0.1
	ほう素	規格 47.1、47.3 又は 47.4 に定める方法	mg/L	0.1	<0.1
1,4-ジオキサン	公共用水域告示付表 8 に掲げる方法	mg/L	0.005	<0.005	

要監視項目	フェノール	付表*1に掲げる方法	mg/L	0.001	<0.001
	ホルムアルデヒド	付表*2に掲げる方法	mg/L	0.003	<0.003
	イソキサチオン	付表***1の第1又は第2に掲げる方法	mg/L	0.0008	<0.0008
	ダイアジノン	付表***1の第1又は第2に掲げる方法	mg/L	0.0005	<0.0005
	フェニトロチオン	付表***1の第1又は第2に掲げる方法	mg/L	0.0003	<0.0003
	イソプロチオラン	付表***1の第1又は第2に掲げる方法	mg/L	0.004	<0.004
	オキシ銅	付表***2に掲げる方法	mg/L	0.004	<0.004
	クロタロニル	付表***1の第1又は第2に掲げる方法	mg/L	0.004	<0.004
	プロピザミド	付表***1の第1又は第2に掲げる方法	mg/L	0.0008	<0.0008
	EPN	付表***1の第1又は第2に掲げる方法	mg/L	0.0006	<0.0006
	ジクロロボス	付表***1の第1又は第2に掲げる方法	mg/L	0.0008	<0.0008
	フェノブカルブ	付表***1の第1又は第2に掲げる方法	mg/L	0.002	<0.002
	イプロベンホス	付表***1の第1又は第2に掲げる方法	mg/L	0.0008	<0.0008
	クロロピフェン	付表***1の第1又は第2に掲げる方法	mg/L	0.0001	<0.0001
	7-フルオロフェニル	付表***3の第1又は第2に掲げる方法	mg/L	0.006	<0.006
	ニッケル	規格 59.3 に定める方法又は付表*4 若しくは付表*5 に掲げる方法	mg/L	0.001	<0.001
	モリブデン	規格 68.2 に定める方法又は付表*4 若しくは付表*5 に掲げる方法	mg/L	0.007	<0.007
	アンチモン	付表****5の第1、第2又は第3に掲げる方法	mg/L	0.002	<0.002
	塩化ビニルモノマー	付表****1に掲げる方法	mg/L	0.0002	<0.0002
	エピクロヒドリン	付表****2に掲げる方法	mg/L	0.00003	<0.00003
全マンガン	規格 56.2、56.3、56.4 又は 56.5 に定める方法(準備操作は規格によるほか、海水など塩類を多く含む試料を分析する場合にあっては、必要に応じ試料を希釈することとする。)	mg/L	0.01	<0.01	
	ウラン	付表****4の第1又は第2に掲げる方法	mg/L	0.0002	<0.0002
	4-tert-ブチルフェノール	付表****1に掲げる方法	mg/L	0.00003	<0.00003
	アニリン	付表****2に掲げる方法	mg/L	0.002	<0.002
2,4-ジクロロフェノール	付表****3に掲げる方法	mg/L	0.0003	<0.0003	
特殊項目	銅	規格 52.2、52.3、52.4 又は 52.5 に掲げる方法	mg/L	0.01	<0.01
	溶解性鉄	規格 57.2、57.3 又は 57.4 に掲げる方法	mg/L	0.1	<0.1
その他項目	クロロフィル a	上水試験方法(IV-2-25)に準じた方法	µg/L	1	<1
	プランクトン(優占種)	上水試験方法(VI-3)に準じた方法	—	—	—
	トリハロメタン生成能	検定方法	mg/L	0.001	<0.001

・地下水

区分	項目	分析方法	単位	定量下限値	不検出の記載方法
環境基準項目	1,4-ジオキササン	公共用水域告示付表8に掲げる方法	mg/L	0.005	<0.005
要監視項目	エピクロヒドリン	付表****2に掲げる方法	mg/L	0.00003	<0.00003

備考1)「規格」とは「日本産業規格 K0102」である。

備考2)「公共用水域告示付表」とは「水質汚濁に係る環境基準について(昭和46年環境庁告示第59号)」にある付表である。

備考3)「付表*」とは「水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件の施行等について(平成15年環境省通知)」にある付表である。

備考4)「付表***」とは「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準の測定方法及び要監視項目の測定方法について(平成11年環境庁通知)」にある付表である。

- 備考5)「付表***」とは「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の施行等について（平成16年）」にある付表である。
- 備考6)「付表***」とは「水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件の施行等について（平成25年）」にある付表である。
- 備考7)「上水試験方法」とは（公社）日本水道協会発行図書の試験方法である。
なお、プランクトンは計数表（様式5）も併せて報告することとする。
- 備考8)「検定方法」とは、「特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法施行規則第5条第2項の環境大臣が定める検定方法（平成7年環境庁告示第30号）」である

別添2 令和2年度地下水質測定計画

市町村	地区	項目	
		1,4-ジオキサン	エピクロロヒドリン
北上市	相去町	1	1
北上市	二子町	1	1
計		2	2

水質異常値報告書

水 域 名					
測定地点名					
採 水 日					
項 目					
環境基準値	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L
測 定 値	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L

地下水質異常値報告書

市町村名					
地区名					
採水日					
項目					
指針値	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L
測定値	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L

